

指定通所介護及び指定介護予防通所サービス事業所 砂丘荘運営規程

社会福祉法人三和会

(事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会が設置する指定通所介護及び指定介護予防通所サービス事業の運営及び利用について必要な事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者（以下「利用者」という。）に対し適切なサービスを提供し事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び精神的負担の軽減をはかる。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護及び介護予防通所サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省法令、浜松市の要綱、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え個別に通所介護計画及び介護予防通所サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
2. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
4. 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護及び介護予防通所サービスを提供する。

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

指定通所介護及び指定介護予防通所サービス事業所砂丘荘

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

静岡県浜松市南区田尻町1200番地

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は職員等の業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内の調整、居宅介護支援事業所等他の期間等との連携において必要な役割を果たす。
3. 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェックを行うことにより利用者の健康状態を把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

4. 介護職員：人員基準上の必要数を満たす人数
介護職員は通所介護及び介護予防通所サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し、的確な介助を行う。
5. 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために個々の訓練計画をたて指導を行う。
6. 事務員 1 名以上（兼務）

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日、祭日
(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)
2. 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
3. サービス提供時間 午前9時から午後4時5分までとする。
(時間延長サービスは、原則行わない)

（利用定員）

第8条 1日に指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供する定員は36名(要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者を含む)とする。

（通所介護の内容）

第9条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。

1. 日常生活の援助
日常生活に応じて、必要な介助を行う
ア.排泄の介助
イ.移動の介助
ウ.養護(休養)
エ.身体の介助
2. 健康状態の確認
3. 個別機能訓練サービス等(実施時間はサービス単位表のとおり)
機能訓練指導員による、運動療法、リハビリ及び日常生活を営むのに必要な訓練並びに利用者の心身の活性化を図るためのサービスを提供する。
4. 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。
5. 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. リフト浴
 - ウ. 機械浴
 - ・介助の種類(必要に応じて行う)
 - ア. 衣類の着脱
 - イ. 身体の清拭
 - ウ. その他必要な介助

6. 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

7. 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における、介護に関する訓練の相談及び、助言を行う。

- ア.日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ.福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ.その他の必要な相談、助言

(通所介護計画及び介護予防通所サービス計画の作成等)

第10条 通所介護及び介護予防通所サービスの提供を開始する際には、心身の状況、希望及びその置かれている状況を十分に把握して、通所介護計画を作成する。

- 2. 通所介護計画及び介護予防通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者の家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3. 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所サービス計画に基づいて、各種サービスを提供するとともに、継続的な管理、評価を行う。

(通所介護及び介護予防通所サービスの利用料)

第11条 本事業所が提供した場合の指定通所介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者負担額は指定通所介護に係る費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は浜松市の要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防通所サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。

但し、下記の一、二、三、の実費分については利用者負担とする。

- 一 食材料費700円
 - ニ オムツ代(紙オムツ170円,はくパンツ200円,パット50円)
 - 三 前各号に掲げるものの他、通所介護のなかで提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
連絡ノート、クリアケース 各100円
2. 前号の費用の支払いを含むサービスを提供されるサービスを提供する際には、事前に利用者又は、家族に対し、必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する趣旨の文書に署名(記名、捺印)を受ける。
3. 利用者の支払いは、現金又は、振込,口座振替により指定期日までに受ける。

(通常の実施区域)

第12条 通常の実施区域は次のとおりとする。

- 浜松市 南区全域、東区(植松町)、
中区(上浅田、砂山町、竜禅寺町、中島町、海老塚町、春日町、
神田町、南浅田、西浅田、佐鳴台、西伊場町)、
西区(入野町、篠原町)

(サービス提供記録の記載)

第13条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供した際には、その提供日の内容、当該指定通所介護及び介護予防通所サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額及び浜松市の要綱で定める額、その他必要な記録を書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業者であったものが業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことな
いよう、必要な処置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに関する利用者からの苦情
に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関
係の調査の実施、改善処置、利用者又は、その家族に対する説明、記録の整備その他
必要な処置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供により賠償す
べき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 通所介護及び介護予防通所サービスに使用して備品等を清潔に保持し、定期的な
消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者等は、感染に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 通所介護及び介護予防通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その
他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは、協力医療機関に連絡し、適切
な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 通所介護及び介護予防通所サービスの提供中に天災、その他の災害が発生した場
合、従業者は避難等の適切な処置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対応
方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取る。
2. 非常災害に備え、定期的な避難訓練を行う。
3. 防火管理者

(虐待の防止)

第20条 虐待の発生又はその再発防止の為、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練
実施等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修を設ける。
一、採用時研修 採用一ヶ月以内
二、階層別研修 随時
三、従業者等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し利用者又は、家族
から求められたときは、これを提示する。

四、事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

五、この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三和会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第22条 サービス利用にあたって、主治の医師からの指示がある場合は、必ず申し出る事

2. 利用にあたって、体調不慮等により通所介護及び介護予防通所サービスに適さないと判断した場合は、サービスの提供を中止する場合がある。

(個人情報)

第23条 個人情報を使用する場合は、本人および家族の同意を得て使用する。

附則

- 1、この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成15年8月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成16年11月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成19年11月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成21年11月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成21年10月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成23年10月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成24年5月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成25年5月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 1、この規程は、平成30年9月1日より施行する。
- 1、この規程は、令和1年10月1日より施行する。
- 1、この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 1、この規定は、令和5年7月1日より施行する。